

(別紙1-3)

太陽光発電システム販売店概要書

(1) 太陽光発電システム販売店に関する事項
(審査対象事項)

整理番号
(記入不要)

1. 太陽光発電システム販売店の名称・所在地等				
名 称	(フリガナ) カブシカイシャ ミツワ		代表者氏 名	(フリガナ) フナカ シロウ
	株式会社 ミツワ			代表取締役 船岡 史朗
所在地	〒666-0024		電話番号	072-759-4424
	兵庫県川西市久代 2-2-1		F A X 番 号	072-759-0192
連 絡 担 当 者	所属	ソーラー・電気設備グループ	電話番号	072-756-1775
	氏名	(フリガナ) シミズ ミキヤ	E-Mail	solar@mitsuwa-gr.co.jp
清水 幹也				
2. 自主行動基準又は自主的な行動基準の届出				<input type="checkbox"/> 自主行動基準 <input checked="" type="checkbox"/> 自主的な行動基準
公開 U R L	http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/16350/00111427/mituwahannbai.pdf			
3. 維持保全に係る窓口				
所在地	〒666-0024		電話番号	072-759-4424
	兵庫県川西市久代 2-2-1		F A X 番 号	072-759-0192
連 絡 担 当 者	所属	ソーラー・電気設備グループ	電話番号	072-756-1775
	氏名	(フリガナ) シミズ ミキヤ	E-Mail	solar@mitsuwa-gr.co.jp
清水 幹也				

6. 太陽光発電システム登録販売店 独自の事業 (一部の太陽光発電システム登録施工店とのみ共同して行なうものを除く)	
事業名	事業概要
屋根塗装及びリフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> * 屋根の状態を確認し経年劣化等により塗装及び葺き替えが必要な場合は別途見積後工事が可能 * キッチンリフォーム、浴室リフォーム等水廻りのリフォーム工事 * 外壁塗装等オール電化工事等の販売及び工事
太陽光発電システム設置後定期点検を実施	定期的に点検を実施 (設置後1ヶ月、1年、3年、5年、10年)
機器等販売及び取付工事	* ガス機器、家電製品、オール電化工事等の販売及び工事

7. 相談・クレーム処理体制
相談・クレーム等あったときの対応方法を具体的に記入ください。

担当者がお客様の相談窓口となり、お客さまからのご相談やご要望、苦情に対して初期対応を素早く、かつ組織的に行います。また、迅速に内容確認、原因特定、対応者と対応策を決定します。決定された対応策は確実に実行してまいります。万が一、緊急事態が発生した場合及び瑕疵等は、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとします。

これらの状況を対応するために下記の通り相談窓口を設けております。

【相談窓口】
株式会社 ミツワ
エネルギーⅡ部 ソーラー・電気設備グループ
〒666-0024 兵庫県川西市久代 2-2-1
電話 072-756-1775
平日 9:00～17:00 ※土・日・祝及び年末年始除く。

(3) 太陽光発電システム登録施工店に関する事項 (参考内容)

太陽光発電システム登録施工店毎に作成してください

1. 太陽光発電システム登録施工店			
登録番号	施 2014-14	名称	株式会社 ミツワ
2. 過去 3 年間の販売実績		30 件 (製造者登録事業者のみ)	
3. 太陽光パネル設置事業を実施できるエリア (ブロック内の全市町村実施可能: ○、ブロック内で一部実施可能な市町村あり: △ (右欄に実施可能な市町村名を記入)、ブロック内の全市町村実施不可能: -)			
大阪市内	○		
豊能 (豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)	○		
三島 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)	○		
北河内 (守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市)	○		
中河内 (八尾市、柏原市、東大阪市)	○		
南河内 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)	○		
泉北 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)	○		
泉南 (岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 熊取町、田尻町、岬町)	○		
4. 太陽光発電システム登録販売店が請求する費用の目安 * 次の条件において、代表的な費用 (リフォームに関する費用を除く) をご記入ください。 ・ 築 10 年程度の 2 階建て木造住宅 (在来工法) の屋根に定格出力 3.5kW の太陽電池モジュールを載せる。 ・ 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証及びの当事の図面があり、その後、改修工事を行っていない。 ・ 構造耐力は、建築基準法施行令第 3 章 (構造強度) 第 1 節から第 4 節までに規定されている仕様である。 ・ 太陽電池モジュールを屋根に載せても、建築基準法施行令第 43 条第 1 項の表及び第 46 条第 4 項の表 2 の区分が変わらない。 ・ 容易に外壁に穴を明けることができる。 ・ 足場を容易に架けることができる。			
			140 万円 (税別)

<p>5. 上記条件の住宅が複数戸あった場合の割引率</p> <p>概ね、何戸集まれば、どの程度割引があるか、ご記入ください。また、その他条件等がございましたら、ご自由にご記入ください。</p>			
戸数	戸	割引率	%
<p>条件等：</p> <p>随時ご相談下さい。</p>			
<p>6. 太陽光発電システム登録販売店 独自の事業</p> <p>(当該太陽光発電システム登録施工店とのみ共同して行なうものに限る)</p>			
事業名	事業概要		
屋根塗装及びリフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> * 屋根の状態を確認し経年劣化等により塗装及び葺き替えが必要な場合は別途見積後工事が可能 * キッチンリフォーム、浴室リフォーム等水廻りのリフォーム工事 * 外壁塗装等オール電化工事等の販売及び工事 		
太陽光発電システム設置後定期点検を実施	定期的に点検を実施（設置後1ヶ月、1年、3年、5年、10年）		
機器等販売及び取付工事	* ガス機器、家電製品、オール電化工事等の販売及び工事		